

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成 14 年福井県条例第 4 号）、福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 15 年福井県条例第 1 号）、福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年福井県条例第 5 号）および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和 31 年福井県条例第 38 号）を改正することを勧告する。

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 55 歳を超える職員の給料月額の減額支給等について

- ア 当分の間、55歳を超える職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、医療職給料表（一）の適用を受ける職員、再任用職員、第 1 号任期付研究員、第 2 号任期付研究員、特定任期付職員および人事委員会規則で定める職員を除く。）に対する給料月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員の給料月額から、当該給料月額に100分の0.9を乗じて得た額に相当する額（その額を当該給料月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該給料月額を当該職員の給料月額から減じた額）を減ずること。
- イ アの適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、アにより減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずること。
- ウ アの適用を受ける職員に係る勤務 1 時間当たりの給与額の算出ならびに当該職員に対する期末手当、勤勉手当および退職者の給与の支給に当たっては、アおよびイに準ずること。

給料表	職務の級
行政職給料表	5 級
警察職給料表	6 級
教育職給料表(一)	3 級
教育職給料表(二)	3 級

研究職給料表	3 級
医療職給料表(二)	5 級
医療職給料表(三)	5 級
福祉職給料表	4 級

(3) 平成23年4月1日における号給の調整について

平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級における最高の号給を受ける職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員および特定任期付職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に昇給した職員その他これに準ずる職員として人事委員会規則で定めるものの平成23年4月1日における号給を1号給上位の号給とすること。

(4) 期末手当および勤勉手当

ア 平成22年12月期以降の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.65月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.3月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.15月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分および1.375月分とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.325月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分および1.175月分とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成 22 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.5 月分とすること。

イ 平成 23 年 6 月期以降の支給割合

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.4 月分および 1.55 月分とすること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成 22 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.5 月分とすること。

イ 平成 23 年 6 月期以降の支給割合

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.4 月分および 1.55 月分とすること。

4 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年福井県条例第 5 号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の給料月額が、同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（1の（2）の適用を受ける職員にあつては、当該額から、当該額に1の（2）のアに定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を給料として支給すること。

(1) 平成21年12月1日において現行の福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年福井県条例第5号。6の（2）のアの（ア）において「平成18年改正条例」という。）附則第7項に掲げる職員であつた者（（2）において「平成21年度減額改定対象職員」という。） 100分の99.56

(2) 平成21年度減額改定対象職員以外の職員（医療職給料表(一)および第2号任期付研究員を除く。） 100分の99.83

5 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の改正

1の（2）のアの適用を受ける職員に対するへき地学校等に勤務する職員の手当（これに準ずる手当を含む。）（6の（2）のアの（ア）において「へき地手当等」という。）の支給に当たっては、その者のへき地手当等の月額から、1の（2）のアにより減ずる額に相当する額にへき地手当等の支給割合を乗じて得た額を減ずること。

6 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布

の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。ただし、1の(3)および(4)のイ、2の(2)のイならびに3の(2)のイについては、平成23年4月1日から実施すること。

(2) 平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成22年12月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の1の(4)のア、2の(2)のアまたは3の(2)のアによる改定後の額(以下「基準額」という。)から、(ア)および(イ)に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととすること。

(ア) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの期間において職員以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるもの(当該期間に1の(2)を適用したとするならば給料月額が減額を受けることとなる職員および平成18年改正条例附則第7項の規定による給料を支給される職員を除く。)、医療職給料表(一)の適用を受ける職員もしくは第2号任期付研究員からこれらの職員以外の職員(以下「調整対象職員」という。)となった者(同年4月1日に調整対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。))にあつては、その調整対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日)において調整対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当等および教職調整額の月額合計額に100分の0.27を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(イ) 平成22年6月1日において調整対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。)に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.27を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から24号給まで
	7級	1号給から12号給まで
警察職給料表	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から72号給まで

	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から32号給まで
	6級	1号給から24号給まで
	7級	1号給から16号給まで
	8級	1号給から4号給まで
教育職給料表(一)	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から24号給まで
教育職給料表(二)	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から40号給まで
研究職給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から24号給まで
医療職給料表(二)	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から12号給まで
医療職給料表(三)	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から8号給まで
福祉職給料表	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から68号給まで
	3級	1号給から44号給まで
	4級	1号給から36号給まで
	5級	1号給から16号給まで
	6級	1号給から4号給まで

イ 平成22年4月1日から同年12月1日までの間において給料表の適用を受けない県職員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。

(3) その他所要の措置

(2) に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。